

宮城県公報

宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

条 例

ページ

○特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	一
○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	(同)	一
○刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	(県政情報・文書課)	三二
○手数料条例の一部を改正する条例(二件)	(財政課)	三三
○公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例	(県警本部運転免許課)	六一
○産業廃棄物税条例の一部を改正する条例	(税務課)	六四
○地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例	(同)	六四
○事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(市町村課)	六五
○ふぐの処理等の規制に関する条例の一部を改正する条例	(食と暮らしの安全推進課)	六五
○母子・父子福祉センター条例の一部を改正する条例	(子ども・家庭支援課)	六六
○大麻草の栽培の規制に関する法律施行条例の一部を改正する条例	(業務課)	六六
○建築基準条例の一部を改正する条例	(建築宅地課)	六七

条 例

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月十八日

○宮城県条例第六十八号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第一条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十六年宮城県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

第二条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例中第一条、次項及び附則第三項の規定は公布の日から、第二条の規定は令和七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(以下「新条例」という。)第四条の規定は、令和六年十二月一日から適用する。

(期末手当の内払)

3 新条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十九号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第一項第一号中「四十一万五千六百円」を「四十一万六千六百円」に改め、同項第二号中「五万千円」を「五万六千円」に改め、同項第三号中「五万四千円」を「五万八千円」に改める。

第十九条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の六十八・七五」を「百分の七十一・二五」に、「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に、「百

分の五十八・七五」を「百分の六十一・二五」に改める。

第二十条第二項第一号中「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に、「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」に改め、同項第二号中「百分の四十八・七五」を「百分の五十一・二五」に、「百分の五十八・七五」を「百分の六十一・二五」に改める。

第二十一条第二項の表宮城県内の項中「一七、八〇〇円」を「一九、八〇〇円」に、「一〇、二〇〇円」を「一一、四〇〇円」に、「七、三六〇円」を「八、二〇〇円」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一（第四条関係）

行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号俸	給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	185,000	231,900	263,400	289,700	312,300	337,700	376,500	419,000	469,300	533,300
	2	186,100	233,400	264,400	291,300	314,000	339,600	379,100	421,400	472,500	536,200
	3	187,300	234,800	265,400	292,800	315,800	341,500	381,400	423,900	475,500	539,300
	4	188,400	236,400	266,500	294,300	317,300	343,300	383,600	426,300	478,500	542,500
	5	189,500	237,900	267,500	295,800	318,700	345,000	385,500	428,300	481,500	545,600
	6	191,200	239,400	268,500	297,300	320,000	346,700	387,800	430,400	484,600	547,900
	7	192,900	241,000	269,500	298,700	321,300	348,300	390,000	432,500	487,600	550,400
	8	194,500	242,500	270,500	300,000	322,700	350,000	392,000	434,700	490,700	552,800
	9	196,100	244,000	271,500	301,200	323,800	351,600	394,000	436,600	493,400	555,300
	10	197,800	245,400	272,500	302,800	325,700	353,400	396,300	438,700	496,500	557,100
	11	199,400	246,800	273,500	304,300	327,600	355,000	398,500	440,800	499,600	558,900
	12	201,000	248,200	274,500	305,700	329,300	356,600	400,800	442,800	502,700	560,800
	13	202,600	249,400	275,500	307,100	331,000	358,100	403,000	444,500	505,400	562,500
	14	204,400	250,600	276,500	308,200	332,700	359,800	405,300	446,300	507,700	563,900
	15	206,100	251,800	277,500	309,200	334,400	361,400	407,500	448,200	510,000	565,200
	16	207,800	253,000	278,700	310,500	336,100	363,000	409,800	450,100	512,300	566,300
	17	209,100	254,200	279,700	311,600	337,700	364,600	411,600	451,900	514,400	567,600
	18	210,700	255,300	281,000	313,200	339,400	366,500	413,600	453,700	515,800	568,600
	19	212,300	256,400	282,300	314,800	341,200	368,000	415,500	455,600	517,300	569,600
	20	213,800	257,500	283,500	316,500	342,800	369,600	417,300	457,300	518,700	570,500
	21	215,300	258,500	284,800	318,000	344,300	371,000	419,100	459,100	519,900	571,400
	22	217,000	259,500	286,100	319,600	345,900	372,600	420,900	460,600	521,300	
	23	218,600	260,500	287,300	321,200	347,500	374,200	422,700	462,000	522,800	
	24	220,200	261,500	288,500	322,800	349,000	375,800	424,500	463,500	524,300	
	25	221,800	262,600	289,600	324,300	350,400	377,700	426,100	464,900	525,400	
	26	223,500	263,400	290,900	326,000	352,200	379,600	427,700	466,200	526,600	
	27	224,800	264,300	292,200	327,700	353,800	381,500	429,200	467,500	527,800	
	28	226,100	265,200	293,500	329,300	355,400	383,300	430,700	468,700	529,000	
	29	227,400	266,100	294,800	330,700	356,600	384,900	432,200	469,800	530,000	
	30	228,500	266,900	295,800	332,400	358,100	386,700	433,500	470,500	530,900	
	31	229,700	267,700	296,800	334,100	359,600	388,400	434,800	471,200	531,800	
	32	230,800	268,500	297,900	335,700	361,100	390,000	436,000	471,900	532,700	
	33	231,900	269,200	299,000	336,900	362,800	391,700	437,200	472,600	533,500	
	34	233,000	270,000	300,200	338,800	364,600	393,100	438,500	473,300	534,400	
	35	234,100	270,800	301,300	340,600	366,300	394,500	439,800	473,900	535,100	
	36	235,200	271,500	302,500	342,200	368,000	395,900	441,100	474,500	535,600	
	37	236,300	272,200	303,800	343,700	369,500	397,300	442,300	475,000	536,300	
	38	237,300	273,000	305,100	345,300	370,800	398,600	443,100	475,600	536,900	

	39	238,300	273,800	306,400	346,900	372,000	399,800	443,900	476,200	537,700	
	40	239,200	274,500	307,700	348,500	373,400	400,800	444,700	476,800	538,300	
	41	240,100	275,200	309,000	350,200	374,500	401,900	445,300	477,300	538,800	
	42	241,100	276,000	310,300	352,000	375,400	403,100	445,900	477,800		
	43	241,900	276,800	311,600	353,800	376,400	404,200	446,500	478,200		
	44	242,700	277,500	312,900	355,700	377,500	405,300	447,100	478,500		
	45	243,400	278,300	314,200	357,200	378,300	406,000	447,800	478,800		
	46	244,000	279,000	315,600	358,600	379,200	406,700	448,600			
	47	244,600	279,700	316,900	360,000	380,100	407,400	449,000			
	48	245,200	280,400	318,000	361,400	380,900	408,100	449,700			
	49	245,800	281,300	318,900	362,900	381,700	408,700	450,200			
	50	246,400	281,700	320,200	363,700	382,500	409,300	450,600			
	51	247,000	282,500	321,500	364,700	383,400	409,800	451,000			
	52	247,500	283,200	322,800	365,700	384,100	410,200	451,400			
	53	248,000	283,800	324,000	366,600	384,800	410,600	451,800			
	54	248,400	284,500	325,300	367,700	385,500	410,800	452,200			
	55	248,700	285,100	326,500	368,700	386,200	411,100	452,600			
	56	249,100	285,800	327,800	369,700	386,900	411,400	452,900			
	57	249,300	286,400	329,100	370,600	387,400	411,800	453,200			
	58	249,600	287,100	330,200	371,300	388,000	412,100	453,600			
	59	249,900	287,700	331,300	372,000	388,600	412,400	453,900			
	60	250,200	288,400	332,400	372,600	389,300	412,700	454,200			
	61	250,500	289,000	333,100	373,000	389,700	412,900	454,600			
	62	250,800	289,700	334,000	373,600	390,300	413,200				
	63	251,100	290,400	334,700	374,300	390,900	413,500				
	64	251,400	290,900	335,500	375,000	391,400	413,800				
	65	251,700	291,400	336,300	375,300	391,800	414,000				
	66	252,000	292,000	336,700	376,000	392,400	414,300				
	67	252,300	292,500	337,300	376,700	393,000	414,600				
	68	252,600	293,100	338,000	377,300	393,500	414,900				
	69	252,900	293,600	338,800	377,600	393,900	415,100				
	70	253,200	294,100	339,500	378,100	394,400	415,400				
	71	253,600	294,700	340,300	378,700	394,900	415,700				
	72	253,900	295,400	340,900	379,300	395,500	415,900				
	73	254,200	296,000	341,400	379,600	395,800	416,100				
	74	254,500	296,500	342,000	380,200	396,200	416,400				
	75	254,800	296,900	342,500	380,900	396,600	416,700				
	76	255,100	297,200	343,100	381,500	397,100	416,900				
	77	255,400	297,300	343,400	381,900	397,400	417,100				
	78	255,700	297,700	343,900	382,500	397,700	417,400				
	79	256,000	297,900	344,300	383,100	398,000	417,700				
	80	256,400	298,200	344,700	383,600	398,200	417,900				
	81	256,700	298,400	345,100	384,100	398,400	418,100				
	82	256,800	298,600	345,600	384,700	398,700	418,400				
	83	257,100	298,900	346,100	385,200	399,000	418,700				
	84	257,500	299,100	346,600	385,500	399,200	418,900				

85	257,800	299,400	346,900	385,900	399,400	419,100					
86	258,100	299,700	347,300	386,400	399,700						
87	258,400	300,000	347,700	386,800	400,000						
88	258,700	300,300	348,100	387,200	400,200						
89	259,000	300,600	348,400	387,600	400,400						
90	259,400	300,900	348,800	388,100	400,700						
91	259,700	301,200	349,200	388,500	401,000						
92	260,000	301,600	349,600	388,900	401,200						
93	260,400	301,700	349,800	389,200	401,400						
94		301,900	350,200	389,700							
95		302,300	350,600	390,100							
96		302,700	351,000	390,500							
97		302,900	351,100	390,800							
98		303,200	351,600	391,300							
99		303,600	352,000	391,700							
100		304,000	352,300	392,100							
101		304,200	352,600	392,400							
102		304,500	353,000								
103		304,800	353,400								
104		305,100	353,900								
105		305,300	354,400								
106		305,600	354,800								
107		305,900	355,200								
108		306,200	355,600								
109		306,400	356,100								
110		306,800	356,500								
111		307,200	356,800								
112		307,500	357,100								
113		307,700	357,600								
114		307,900									
115		308,200									
116		308,600									
117		308,800									
118		309,000									
119		309,300									
120		309,600									
121		310,000									
122		310,200									
123		310,500									
124		310,900									
125		311,200									
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額										
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	193,600	221,300	262,100	282,000	297,400	323,200	365,700	399,400	451,700	533,000	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第二（第四条関係）

公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円								
	1	213,300	234,500	257,600	292,800	322,600	345,200	367,800	396,700	434,000
	2	215,700	236,700	259,600	294,100	324,300	346,900	369,500	398,500	435,800
	3	218,200	238,900	261,800	295,400	326,000	348,500	371,200	400,200	437,700
	4	220,600	241,200	264,000	296,600	327,700	350,100	372,900	402,000	439,600
	5	223,000	243,400	266,200	297,800	329,200	351,700	374,600	403,600	441,000
	6	225,400	245,400	267,500	298,800	330,700	352,900	376,200	405,100	442,700
	7	227,800	247,400	268,800	299,800	332,000	354,000	377,900	406,600	444,300
	8	230,100	249,200	270,100	300,700	333,300	355,100	379,500	408,100	445,700
	9	232,300	251,000	271,400	301,300	334,600	356,200	381,000	409,500	447,100
	10	234,400	252,700	272,700	302,000	336,100	357,900	382,600	411,100	448,800
	11	236,500	254,500	274,000	302,800	337,600	359,600	384,200	412,700	450,400
	12	238,500	255,900	275,300	303,500	339,100	361,200	385,700	414,300	451,800
	13	240,600	257,300	276,600	304,200	340,700	362,800	387,200	415,800	452,700
	14	242,600	259,100	277,800	304,900	342,100	364,600	388,900	417,900	454,300
	15	244,600	260,500	279,000	305,600	343,400	366,200	390,700	419,900	456,200
	16	246,200	262,000	280,500	306,200	344,700	367,800	392,400	422,000	458,000
	17	247,800	263,500	281,800	306,900	346,000	369,400	393,900	423,700	459,500
	18	249,300	264,700	283,100	307,700	347,600	371,000	395,500	425,300	461,300
	19	250,800	266,000	284,400	308,400	349,200	372,600	397,100	426,900	463,100
	20	252,300	267,100	285,600	309,200	350,800	374,200	398,700	428,500	464,800
	21	253,900	268,400	286,800	309,900	352,400	375,800	400,300	429,900	466,400
	22	255,500	269,600	287,400	310,700	354,000	377,500	402,000	431,500	468,100
	23	257,000	270,900	288,000	311,700	355,600	379,100	403,600	432,900	469,800
	24	258,600	272,200	288,600	312,600	357,100	380,700	405,200	434,300	471,600
	25	260,000	273,600	289,100	313,500	358,600	382,300	406,700	435,500	473,100
	26	261,200	275,000	289,700	314,800	360,200	383,900	408,700	436,900	474,500
	27	262,400	276,300	290,400	316,200	361,800	385,500	410,700	438,400	476,000
	28	263,600	277,700	290,900	317,500	363,300	387,100	412,700	439,900	477,300
	29	264,800	278,700	291,400	318,800	364,900	388,700	414,300	441,300	478,500
	30	266,200	280,000	292,000	320,300	366,500	390,400	416,000	443,000	479,200
	31	267,500	281,300	292,500	321,600	368,100	392,100	417,600	444,600	479,900
	32	268,800	282,500	293,000	322,700	369,700	393,800	419,300	446,200	480,500
	33	270,100	283,800	293,500	323,700	371,100	395,500	420,900	447,600	481,000
	34	271,600	284,300	294,100	324,900	372,800	397,500	422,400	449,300	481,700
	35	272,900	284,900	294,600	326,100	374,500	399,500	423,900	451,000	482,300
	36	274,300	285,500	295,100	327,200	376,100	401,400	425,300	452,600	482,900
	37	275,300	286,000	295,600	328,400	377,800	403,100	426,600	454,000	483,300
	38	276,600	286,600	296,200	329,600	379,400	404,500	428,100	454,700	483,900
	39	277,900	287,200	296,800	330,800	381,000	405,600	429,600	455,500	484,400
	40	279,200	287,800	297,400	331,900	382,700	406,900	431,000	456,200	484,900
	41	280,400	288,300	298,100	333,000	384,500	408,000	432,500	456,600	485,400
	42	281,000	288,900	298,800	334,200	386,500	409,100	433,800	457,100	485,800
	43	281,600	289,500	299,500	335,400	388,500	410,100	435,000	457,700	486,200
	44	282,200	290,100	300,200	336,600	390,500	411,100	436,200	458,300	486,600

	45	282,600	290,600	300,800	337,800	392,200	412,300	437,200	458,900	486,900
	46	283,200	291,100	301,700	339,000	393,900	413,500	437,900	459,600	
	47	283,700	291,600	302,500	340,300	395,400	414,600	438,700	460,100	
	48	284,200	292,100	303,400	341,500	396,900	415,700	439,400	460,600	
	49	284,700	292,700	304,200	342,700	398,200	416,900	439,900	461,100	
	50	285,300	293,200	305,300	344,000	399,200	417,700	440,300	461,400	
	51	285,800	293,800	306,400	345,200	400,200	418,500	440,800	461,700	
	52	286,300	294,400	307,400	346,400	401,200	419,100	441,100	462,100	
	53	286,800	295,000	308,400	347,600	402,300	419,600	441,400	462,500	
	54	287,400	295,700	309,500	349,000	403,400	420,300	441,700	462,700	
	55	287,900	296,400	310,500	350,300	404,500	421,000	442,000	463,000	
	56	288,400	297,100	311,600	351,700	405,600	421,600	442,300	463,200	
	57	288,900	297,700	312,600	352,600	406,900	422,300	442,500	463,600	
	58	289,400	298,600	313,700	353,900	407,700	422,700	442,800	463,800	
	59	289,900	299,400	314,800	355,100	408,500	423,300	443,100	464,000	
	60	290,500	300,200	316,000	356,300	409,100	423,900	443,400	464,200	
	61	291,100	301,000	317,000	357,500	409,600	424,300	443,700	464,600	
	62	291,500	301,900	318,100	358,900	410,300	424,700	444,000		
	63	292,000	302,900	319,200	360,300	411,000	425,200	444,300		
	64	292,500	303,800	320,300	361,800	411,800	425,700	444,600		
	65	293,000	304,600	321,300	363,200	412,100	426,300	444,800		
	66	293,500	305,500	322,400	364,700	412,800	426,900	445,100		
	67	294,000	306,300	323,500	366,200	413,500	427,300	445,400		
	68	294,500	307,100	324,600	367,600	414,000	427,700	445,700		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	69	295,000	308,000	325,600	368,800	414,400	428,100	445,900		
	70	295,500	308,900	326,900	370,300	414,800	428,400	446,200		
	71	296,000	309,800	328,100	371,600	415,300	428,700	446,500		
	72	296,500	310,700	329,300	373,000	415,800	429,000	446,700		
	73	297,000	311,500	330,100	374,100	416,300	429,300	446,900		
	74	297,600	312,400	331,300	375,300	416,700	429,600	447,200		
	75	298,200	313,300	332,600	376,500	417,200	429,900	447,500		
	76	298,700	314,100	333,900	377,700	417,700	430,100	447,800		
	77	299,200	314,800	335,200	379,000	418,200	430,300	448,000		
	78	299,800	315,800	336,600	380,200	418,700	430,600	448,300		
	79	300,400	316,700	338,000	381,400	419,300	430,900	448,600		
	80	301,000	317,700	339,400	382,500	419,800	431,000	448,900		
	81	301,600	318,600	340,800	383,700	420,200	431,200	449,100		
	82	302,300	319,700	342,500	384,900	420,800	431,500	449,400		
	83	303,100	320,700	343,900	386,000	421,300	431,800	449,700		
	84	303,700	321,700	345,400	387,200	421,500	432,000	450,000		
	85	304,300	322,600	346,800	388,300	421,800	432,200	450,200		
	86	305,000	323,600	348,300	388,900	422,300	432,500			
	87	305,700	324,600	349,800	389,400	422,600	432,800			
	88	306,400	325,600	351,200	389,900	422,900	433,000			
	89	307,100	326,600	352,500	390,500	423,200	433,200			
	90	307,900	328,000	353,700	391,100	423,600	433,500			
	91	308,700	329,200	355,000	391,700	424,000	433,800			
	92	309,400	330,400	356,300	392,300	424,400	434,000			
	93	309,900	331,600	357,600	392,600	424,700	434,200			
	94	310,800	332,900	359,100	393,100	425,100				
	95	311,700	334,100	360,600	393,600	425,500				
	96	312,500	335,300	362,000	394,100	425,900				
	97	313,300	336,500	363,300	394,500	426,200				

	98	314,300	337,800	364,500	394,900	426,600				
	99	315,300	339,000	365,600	395,400	427,000				
	100	316,200	340,300	366,800	395,900	427,400				
	101	317,100	341,700	367,900	396,300	427,700				
	102	318,100	342,600	369,100	396,800					
	103	319,100	343,600	370,200	397,400					
	104	320,000	344,700	371,300	397,900					
	105	320,800	345,800	372,500	398,200					
	106	321,400	346,900	373,000	398,600					
	107	322,000	347,900	373,600	399,100					
	108	322,600	348,900	374,200	399,400					
	109	323,100	350,100	374,800	399,700					
	110	323,600	351,100	375,300	400,200					
	111	324,000	352,100	375,700	400,700					
	112	324,500	353,000	376,200	401,200					
	113	325,300	353,900	376,600	401,500					
	114	326,100	354,900	377,000	402,000					
	115	326,800	355,900	377,500	402,500					
	116	327,400	356,900	378,000	403,000					
	117	328,000	357,900	378,400	403,300					
	118	328,700	358,300	378,900	403,800					
	119	329,400	358,900	379,500	404,300					
	120	330,200	359,500	380,000	404,800					
	121	330,800	359,800	380,200	405,200					
	122	331,100	360,200	380,700	405,700					
	123	331,600	360,600	381,200	406,100					
	124	332,100	361,000	381,600	406,600					
	125	332,400	361,400	382,100	407,000					
	126		361,800	382,700	407,500					
	127		362,200	383,200	407,900					
	128		362,600	383,700	408,400					
	129		363,000	384,000	408,800					
	130		363,400	384,500						
	131		363,800	385,000						
	132		364,200	385,500						
	133		364,400	385,800						
	134		364,900	386,300						
	135		365,300	386,700						
	136		365,600	387,100						
	137		365,900	387,400						
	138		366,300	387,900						
	139		366,800	388,400						
	140		367,300	388,900						
	141		367,600	389,200						
	142		368,200							
	143		368,700							
	144		369,200							
	145		369,500							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		248,200	260,100	264,300	296,200	313,100	327,600	351,400	387,300	419,600

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第三（第四条関係）

教 育 職 給 料 表

イ 教育職給料表(-)

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	201,500	248,300	300,600	357,500	427,400
	2	203,800	249,800	302,400	358,900	429,200
	3	206,200	251,200	304,300	360,300	431,000
	4	208,400	252,600	306,100	361,700	432,600
	5	210,600	254,100	307,900	363,100	434,100
	6	212,900	255,300	309,700	364,400	435,600
	7	215,100	256,600	311,500	365,800	437,400
	8	217,400	257,700	313,200	367,100	439,200
	9	219,600	259,100	314,900	368,300	441,000
	10	221,800	260,300	316,800	369,800	442,800
	11	224,000	261,600	318,600	371,300	444,700
	12	226,200	262,900	320,400	372,700	446,500
	13	228,500	264,300	322,300	374,000	448,200
	14	230,600	266,200	324,100	375,500	450,100
	15	232,700	268,000	325,900	377,100	451,900
	16	234,800	269,800	327,600	378,500	453,800
	17	236,800	271,500	329,200	379,900	455,600
	18	238,700	273,700	331,200	381,400	457,400
	19	240,400	275,900	333,100	382,800	459,200
	20	242,200	278,200	335,000	384,200	461,000
	21	243,900	280,400	336,800	385,600	462,600
	22	245,200	282,600	338,800	387,100	464,300
	23	246,500	284,800	340,700	388,600	466,200
	24	247,800	286,900	342,500	390,100	467,900
	25	249,000	288,900	344,200	391,400	469,700
	26	250,200	290,900	345,900	392,900	471,300
	27	251,400	292,800	347,500	394,400	472,800
	28	252,600	294,600	349,100	395,900	474,300
	29	253,800	296,400	350,700	397,300	475,800
	30	255,000	298,300	352,000	398,800	477,100
	31	256,200	300,100	353,300	400,300	478,400
	32	257,400	301,800	354,500	401,900	479,700
	33	258,500	303,600	355,800	403,300	480,900
	34	259,800	305,400	357,400	404,900	481,600
	35	261,100	307,100	359,000	406,500	482,300
	36	262,400	308,700	360,500	408,000	483,000
	37	263,800	310,300	362,000	409,200	483,700
	38	265,200	312,000	363,600	410,600	
	39	266,600	313,800	365,300	412,000	
	40	267,900	315,500	366,800	413,400	

	41	269,200	316,900	368,300	415,000
	42	270,200	318,700	369,900	416,400
	43	271,200	320,500	371,500	417,700
	44	272,100	322,300	373,000	419,100
	45	272,800	324,000	374,500	420,500
	46	273,600	325,900	376,100	421,800
	47	274,400	327,700	377,800	423,300
	48	275,200	329,400	379,300	424,800
	49	276,000	331,100	380,800	426,500
	50	276,800	332,900	382,300	427,900
	51	277,500	334,700	383,800	429,500
	52	278,400	336,400	385,200	431,000
	53	279,200	338,100	386,600	432,700
	54	280,000	339,400	388,100	434,200
	55	280,800	340,800	389,600	435,800
	56	281,600	342,100	391,000	437,400
	57	282,300	343,600	392,500	438,900
	58	282,900	345,200	394,100	440,500
	59	283,700	346,700	395,700	441,700
	60	284,600	348,300	397,100	442,900
	61	285,400	349,800	398,400	444,100
	62	286,000	351,400	399,800	445,400
	63	286,800	353,100	401,200	446,600
	64	287,500	354,600	402,500	447,800
	65	288,500	356,100	403,700	448,900
	66	289,300	357,700	404,900	450,100
	67	290,100	359,300	406,200	451,300
	68	290,900	360,800	407,500	452,500
	69	291,600	362,300	408,800	453,700
	70	292,400	363,900	410,100	455,000
	71	293,200	365,600	411,500	456,200
	72	293,900	367,100	412,800	457,400
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	73	294,600	368,600	414,000	458,500
	74	295,300	370,200	415,400	459,100
	75	296,100	371,800	416,800	459,600
	76	296,600	373,300	418,100	460,100
	77	297,200	374,800	419,300	460,600
	78	297,900	376,200	420,500	461,200
	79	298,600	377,700	421,800	461,700
	80	299,200	379,000	423,200	462,200
	81	299,800	380,300	424,500	462,700
	82	300,500	381,700	425,700	463,300
	83	301,200	383,100	426,800	463,800
	84	301,900	384,500	428,000	464,300
	85	302,600	385,600	429,200	464,800
	86	303,500	387,000	430,300	
	87	304,200	388,300	431,500	
	88	304,900	389,600	432,500	

89	305,600	390,800	433,600
90	306,500	392,100	434,600
91	307,300	393,200	435,600
92	308,100	394,400	436,600
93	308,600	395,600	437,500
94	309,400	396,700	438,300
95	310,200	398,000	439,100
96	311,000	399,200	439,900
97	311,700	400,600	440,700
98	312,500	401,600	441,100
99	313,300	402,600	441,500
100	314,000	403,600	441,900
101	314,800	404,500	442,300
102	315,800	405,500	442,600
103	316,700	406,600	442,900
104	317,500	407,700	443,100
105	318,100	408,400	443,400
106	318,900	409,300	443,700
107	319,700	410,200	444,000
108	320,500	411,100	444,200
109	321,300	412,000	444,400
110	321,700	412,800	
111	322,100	413,600	
112	322,600	414,400	
113	323,100	415,000	
114	323,500	415,700	
115	324,000	416,400	
116	324,400	417,100	
117	324,800	417,700	
118	325,400	418,200	
119	325,800	418,600	
120	326,300	418,900	
121	326,800	419,200	
122	327,200	419,500	
123	327,700	419,800	
124	328,200	420,000	
125	328,800	420,200	
126	329,100	420,500	
127	329,400	420,800	
128	329,700	421,000	
129	329,900	421,200	
130	330,200	421,500	
131	330,500	421,800	
132	330,700	422,000	
133	330,900	422,200	
134	331,100	422,500	
135	331,300	422,800	
136	331,600	423,000	

137	331,900	423,200			
138	332,100	423,500			
139	332,400	423,800			
140	332,700	424,000			
141	332,900	424,200			
142	333,100	424,500			
143	333,400	424,800			
144	333,600	425,000			
145	333,900	425,200			
146	334,100	425,500			
147	334,400	425,800			
148	334,700	426,000			
149	334,900	426,200			
150	335,100				
151	335,400				
152	335,700				
153	335,900				
定年前再任用 短時間勤務職員	基給料月準額	基給料月準額	基給料月準額	基給料月準額	基給料月準額
	円	円	円	円	円
	240,400	281,400	310,700	339,300	425,300

備考(一) この表は、高等学校及びこれに準ずるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ロ 教育職給料表(二)

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	201,500	222,500	300,600	326,500	417,000
	2	203,800	224,900	302,400	328,700	418,500
	3	206,200	227,300	304,300	330,800	420,000
	4	208,400	229,800	306,100	332,900	421,400
	5	210,600	232,200	307,900	334,900	422,700
	6	212,900	234,600	309,700	337,000	424,100
	7	215,100	237,000	311,500	339,200	425,500
	8	217,400	239,400	313,200	341,300	427,000
	9	219,600	241,900	314,900	343,300	428,400
	10	221,800	243,500	316,800	345,400	429,800
	11	224,000	245,100	318,600	347,500	431,200
	12	226,200	246,700	320,400	349,500	432,500
	13	228,500	248,300	322,300	351,500	433,800
	14	230,600	249,800	324,100	353,100	435,200
	15	232,700	251,200	325,900	354,600	436,600
	16	234,800	252,600	327,600	356,100	438,000
	17	236,800	254,100	329,200	357,500	439,200
	18	238,700	255,300	331,200	358,900	440,600
	19	240,400	256,600	333,100	360,300	441,800
	20	242,200	257,700	335,000	361,700	443,100
	21	243,900	259,100	336,800	363,100	444,200
	22	245,200	260,300	338,800	364,400	445,300
	23	246,500	261,600	340,700	365,800	446,500
	24	247,800	262,900	342,500	367,100	447,700
	25	249,000	264,300	344,200	368,300	449,000
	26	250,100	266,200	345,900	369,600	450,200
	27	251,200	268,000	347,500	370,800	451,200
	28	252,300	269,800	349,100	372,000	452,300
	29	253,600	271,500	350,700	373,200	453,500
	30	254,900	273,700	352,000	374,400	454,300
	31	256,100	275,900	353,000	375,600	455,200
	32	257,300	278,200	354,800	376,700	456,100
	33	258,400	280,400	355,800	377,900	457,000
	34	259,600	282,600	357,400	379,100	457,500
	35	260,900	284,800	359,000	380,300	458,000
	36	262,000	286,900	360,500	381,400	458,500
	37	263,200	288,900	361,200	382,500	459,000
	38	264,400	290,900	362,600	383,700	459,500
	39	265,700	292,800	364,000	384,900	460,000
	40	266,900	294,600	365,400	386,000	460,500

	41	268,100	296,400	366,700	387,100	461,000
	42	269,200	298,300	368,100	388,300	
	43	270,300	300,100	369,400	389,600	
	44	271,400	301,800	370,700	390,700	
	45	272,400	303,600	372,000	391,800	
	46	273,200	305,400	373,200	393,000	
	47	274,000	307,100	374,400	394,200	
	48	274,800	308,700	375,700	395,400	
	49	275,500	310,300	376,900	396,600	
	50	276,300	312,000	378,100	397,900	
	51	277,000	313,800	379,300	399,200	
	52	277,700	315,500	380,500	400,400	
	53	278,600	316,900	381,600	401,600	
	54	279,400	318,700	382,800	402,900	
	55	280,200	320,500	384,000	403,900	
	56	280,900	322,300	385,200	405,000	
	57	281,600	324,000	386,400	406,200	
	58	282,400	325,900	387,700	407,400	
	59	283,200	327,700	389,000	408,600	
	60	283,900	329,400	390,200	409,800	
	61	284,500	331,100	391,100	410,900	
	62	285,200	332,900	392,300	411,900	
	63	285,900	334,700	393,300	413,300	
	64	286,600	336,400	394,400	414,500	
	65	287,200	338,100	395,200	415,700	
	66	287,900	339,400	396,300	416,800	
	67	288,600	340,800	397,300	417,900	
	68	289,300	342,100	398,400	419,000	
	69	290,000	343,600	399,500	420,000	
	70	290,900	345,200	400,500	421,200	
	71	291,600	346,700	401,600	422,400	
	72	292,500	348,300	402,700	423,600	
	73	292,800	349,800	403,700	424,200	
	74	293,500	351,400	404,800	425,000	
	75	294,200	353,100	405,900	425,700	
	76	294,800	354,600	406,900	426,300	
定年	77	295,400	356,100	407,800	426,600	
前再	78	296,100	357,000	408,700	426,900	
任用	79	296,700	358,500	409,700	427,300	
短時	80	297,300	360,000	410,700	427,700	
間勤	81	297,900	361,400	411,500	428,000	
務職	82	298,500	362,700	412,400	428,400	
員以	83	299,100	364,000	413,100	428,700	
外の	84	299,700	365,300	413,900	429,000	
職員	85	300,200	366,500	414,600	429,300	
	86	300,700	367,700	415,200	429,700	
	87	301,200	368,900	415,900	430,000	
	88	301,700	370,000	416,600	430,300	

89	302,100	371,100	417,200	430,600
90	302,800	372,200	417,900	430,900
91	303,300	373,300	418,400	431,200
92	303,800	374,400	419,000	431,400
93	304,100	375,600	419,400	431,600
94	304,600	376,800	419,800	431,900
95	305,100	377,900	420,100	432,200
96	305,500	379,000	420,400	432,400
97	305,900	380,000	420,600	432,600
98	306,400	381,000	420,900	432,900
99	306,900	381,900	421,200	433,200
100	307,300	382,800	421,400	433,400
101	307,700	383,700	421,600	433,600
102	308,100	384,700	421,900	
103	308,500	385,600	422,200	
104	308,800	386,500	422,400	
105	309,000	387,300	422,600	
106	309,300	388,200	422,900	
107	309,600	389,100	423,200	
108	309,800	390,000	423,400	
109	310,000	390,800	423,600	
110	310,200	391,800	423,900	
111	310,500	392,700	424,200	
112	310,800	393,600	424,400	
113	311,100	394,200	424,600	
114	311,300	395,100	424,900	
115	311,500	396,000	425,200	
116	311,800	396,900	425,400	
117	312,100	397,800	425,700	
118	312,200	398,500		
119	312,500	399,300		
120	312,800	400,100		
121	312,900	400,700		
122	313,100	401,400		
123	313,400	402,100		
124	313,700	402,700		
125	313,900	403,300		
126		404,000		
127		404,500		
128		405,100		
129		405,700		
130		406,300		
131		406,800		
132		407,300		
133		407,600		
134		407,900		
135		408,200		
136		408,500		

137		408,800			
138		409,100			
139		409,400			
140		409,700			
141		410,000			
142		410,300			
143		410,600			
144		410,900			
145		411,200			
146		411,500			
147		411,800			
148		412,000			
149		412,200			
150		412,500			
151		412,800			
152		413,000			
153		413,200			
154		413,500			
155		413,800			
156		414,000			
157		414,200			
158		414,500			
159		414,800			
160		415,000			
161		415,200			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 給 料 月 準 額	基 給 料 月 準 額	基 給 料 月 準 額	基 給 料 月 準 額	基 給 料 月 準 額
	円	円	円	円	円
	231,600	278,300	305,900	332,700	415,300

備考(一) この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
 (二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第四（第四条関係）

研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	185,400	235,800	314,100	358,300	403,200
	2	186,500	240,200	316,100	359,700	405,800
	3	187,700	242,900	318,000	361,100	408,400
	4	188,800	245,600	319,900	362,400	410,900
	5	189,900	248,200	321,700	363,600	413,000
	6	192,100	249,800	323,500	364,900	415,500
	7	194,200	251,300	325,300	366,100	417,900
	8	196,300	252,800	327,000	367,200	420,200
	9	198,400	254,400	328,700	368,300	422,500
	10	200,400	256,500	330,800	369,700	424,900
	11	202,400	258,600	332,800	371,000	427,400
	12	204,500	260,500	334,800	372,300	429,700
	13	206,500	262,600	336,700	373,600	432,100
	14	208,400	264,900	338,600	375,000	434,800
	15	210,400	267,300	340,600	376,400	437,500
	16	212,100	269,500	342,500	377,800	440,200
	17	213,800	271,700	344,300	379,100	442,800
	18	215,600	274,200	345,900	380,500	445,300
	19	217,500	276,600	347,500	381,900	447,800
	20	219,300	279,000	349,100	383,300	450,200
	21	221,100	281,300	350,700	384,700	452,600
	22	222,900	283,400	352,000	386,100	455,200
	23	224,600	285,500	352,800	387,500	457,900
	24	226,300	287,500	353,800	389,000	460,200
	25	228,000	289,500	354,900	390,400	462,400
	26	230,300	291,500	356,200	391,900	464,700
	27	232,100	293,400	357,400	393,300	467,200
	28	234,000	295,300	358,600	394,700	469,600
	29	236,000	297,200	359,800	396,100	472,200
	30	237,000	298,700	360,900	397,600	474,700
	31	238,100	300,200	362,000	399,100	477,200
	32	239,200	301,700	363,100	400,700	479,600
	33	240,600	303,300	364,200	402,200	481,900
	34	242,200	304,800	365,300	403,800	484,400
	35	243,700	306,300	366,300	405,400	486,800
	36	245,200	307,700	367,300	407,100	489,300

	37	246,700	309,100	368,200	408,300	491,700
	38	248,300	310,000	369,100	409,700	494,200
	39	249,900	310,900	369,900	411,100	496,600
	40	251,500	311,800	370,700	412,400	499,200
	41	253,100	312,600	371,400	413,800	501,500
	42	254,600	313,100	372,200	415,100	503,700
	43	256,200	313,600	373,000	416,600	505,900
	44	257,700	314,100	373,800	418,100	508,100
	45	259,200	314,600	374,600	419,300	509,700
	46	260,500	315,200	375,400	420,500	511,200
	47	261,700	315,700	376,200	422,100	512,900
	48	262,900	316,200	377,200	423,600	514,400
	49	264,100	316,600	378,100	424,900	516,100
	50	265,200	317,100	379,400	426,400	517,500
	51	266,400	317,600	380,700	427,800	518,900
	52	267,500	318,100	381,900	429,200	520,400
	53	268,600	318,500	382,600	430,600	521,500
	54	269,700	319,000	383,600	432,000	522,700
	55	270,700	319,400	384,500	433,400	523,900
	56	271,700	319,800	385,200	434,800	525,100
定年	57	272,700	320,200	385,900	435,900	526,000
前再	58	273,400	320,600	386,600	437,200	527,100
任用	59	274,000	321,000	387,300	438,600	528,100
短時	60	274,600	321,400	388,000	439,900	529,100
間勤						
務職	61	275,200	321,800	388,600	440,800	530,200
員以	62	275,800	322,400	389,300	441,600	531,100
外の	63	276,400	323,000	390,100	442,500	531,800
職員	64	277,000	323,600	390,900	443,400	532,500
	65	277,600	324,100	391,500	444,200	533,300
	66	278,300	324,700	392,300	445,000	534,100
	67	278,900	325,300	393,000	445,600	534,900
	68	279,500	325,900	393,700	446,400	535,700
	69	280,100	326,400	394,300	446,800	536,400
	70	280,800	327,000	395,000	447,400	537,200
	71	281,500	327,700	395,700	447,900	538,000
	72	282,200	328,300	396,400	448,400	538,800
	73	282,800	328,800	397,100	448,900	539,500
	74	283,500	329,500	397,800		
	75	284,200	330,200	398,400		
	76	284,900	330,900	399,100		
	77	285,500	331,600	399,800		
	78	286,200	332,300	400,300		
	79	286,900	333,000	400,900		
	80	287,500	333,700	401,500		
	81	288,100	334,400	402,000		

82	288,800	335,200	402,600		
83	289,500	335,900	403,200		
84	290,100	336,600	403,700		
85	290,800	337,100	404,200		
86	291,500	337,600	404,700		
87	292,200	337,900	405,200		
88	292,800	338,300	405,900		
89	293,400	338,600	406,300		
90	294,100	339,100	406,800		
91	294,800	339,500	407,300		
92	295,400	340,000	408,000		
93	296,000	340,300	408,400		
94	296,700	340,700	408,900		
95	297,300	341,100	409,400		
96	297,900	341,500	410,100		
97	298,200	342,000	410,500		
98	298,800	342,500			
99	299,400	343,000			
100	299,900	343,500			
101	300,400	344,000			
102	300,800	344,500			
103	301,200	345,000			
104	301,700	345,500			
105	302,100	345,900			
106	302,600	346,300			
107	303,100	346,800			
108	303,400	347,200			
109	303,600	347,700			
110	304,000	348,100			
111	304,300	348,500			
112	304,500	348,900			
113	304,800	349,400			
114	305,100	349,800			
115	305,400	350,200			
116	305,700	350,600			
117	306,000	351,100			
118	306,300	351,500			
119	306,500	351,900			
120	306,800	352,300			
121	307,100	352,700			
定年前再 任用短 時間勤 務職員	基 給 料 月 準 額	基 給 料 月 準 額	基 給 料 月 準 額	基 給 料 月 準 額	基 給 料 月 準 額
	円	円	円	円	円
	223,600	265,800	291,000	334,100	393,800

備考 この表は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五（第四条関係）

医 療 職 給 料 表

イ 医療職給料表(一)

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級		2 級		3 級		4 級	
		給 料	月 額	給 料	月 額	給 料	月 額	給 料	月 額
		円		円		円		円	
	1	293,800		373,000		430,200		488,400	
	2	296,100		375,600		432,200		490,200	
	3	298,400		378,200		434,200		492,000	
	4	300,700		380,700		436,100		493,800	
	5	302,800		383,200		438,000		495,600	
	6	306,300		385,900		440,000		497,300	
	7	309,800		388,600		441,200		499,000	
	8	313,300		391,300		443,200		500,800	
	9	316,700		393,400		444,500		502,500	
	10	320,200		395,900		446,300		504,600	
	11	323,600		398,400		448,100		506,700	
	12	327,100		401,000		449,900		508,800	
	13	330,500		403,600		451,800		510,800	
	14	334,000		406,300		453,600		512,600	
	15	337,400		408,900		455,400		514,800	
	16	340,900		411,400		457,200		516,800	
	17	344,300		413,800		458,800		518,800	
	18	347,400		416,100		460,800		520,800	
	19	350,500		418,200		462,700		522,800	
	20	353,700		420,300		464,700		524,600	
	21	356,900		422,400		466,100		526,400	
	22	360,000		423,900		467,900		528,300	
	23	363,100		425,400		469,700		530,100	
	24	366,200		427,200		471,500		531,900	
	25	369,200		428,400		473,300		533,500	
	26	371,500		429,900		475,100		535,300	
	27	373,800		431,400		477,000		537,100	
	28	376,000		432,800		478,800		538,900	
	29	378,000		434,200		480,600		540,500	
	30	379,700		435,700		482,400		542,400	
	31	381,400		437,200		484,200		544,200	
	32	383,200		438,700		486,000		545,900	

	33	385,000	440,100	487,900	547,500
	34	386,800	441,600	489,800	549,300
	35	388,400	443,100	491,700	551,000
	36	389,900	444,500	493,600	552,700
	37	391,300	445,900	495,500	554,200
	38	392,800	447,300	497,200	555,900
	39	394,300	448,700	499,000	557,300
	40	395,800	450,100	500,900	558,900
	41	397,300	451,600	502,500	560,400
	42	398,000	453,000	504,300	561,800
	43	398,300	454,400	506,100	563,200
	44	399,800	455,800	507,700	564,500
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	400,200	457,200	509,100	565,700
	46	400,800	458,600	510,800	566,700
	47	401,400	460,000	512,600	567,700
	48	402,100	461,400	514,400	568,700
	49	402,700	462,900	515,900	569,700
	50	403,200	464,600	517,200	570,700
	51	403,700	466,200	518,500	571,600
	52	404,200	467,800	519,800	572,500
	53	404,700	469,400	520,800	573,300
	54	405,100	470,600	522,100	574,200
	55	405,500	471,900	523,400	575,100
	56	405,900	473,000	524,700	576,000
	57	406,300	474,000	525,700	576,900
	58	406,700	475,000	526,500	577,800
	59	407,100	475,900	527,400	578,700
	60	407,600	476,700	528,200	579,400
	61	408,000	477,400	529,100	580,300
	62	408,400	478,100	529,900	581,200
	63	408,800	478,800	530,700	582,100
	64	409,200	479,400	531,400	583,000
	65	409,500	480,100	532,200	583,900
	66		480,800	533,000	
	67		481,400	533,700	
	68		482,000	534,600	
	69		482,300	535,500	
	70		482,900	536,300	
	71		483,600	537,200	
	72		484,400	538,100	

	73			484,800		538,900							
	74			485,400		539,800							
	75			486,100		540,700							
	76			486,800		541,500							
	77			487,200		542,300							
	78			487,800		543,200							
	79			488,400		544,100							
	80			488,900		545,000							
	81			489,400		545,800							
	82			489,900		546,700							
	83			490,400		547,600							
	84			490,900		548,500							
	85			491,300		549,300							
	86			491,800		550,200							
	87			492,200		551,100							
	88			492,700		552,000							
	89			493,200		552,800							
	90			493,800									
	91			494,400									
	92			494,800									
	93			495,300									
	94			495,900									
	95			496,500									
	96			497,000									
	97			497,500									
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 給	料 月	準 額	基 給	料 月	準 額	基 給	料 月	準 額	基 給	料 月	準 額
				円			円			円			円
				304,200			347,200			402,800			477,200

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額 円						
	1	190,100	229,300	260,600	280,900	306,000	337,700	376,500
	2	192,300	230,600	261,800	281,700	307,500	339,600	379,100
	3	194,400	231,900	262,900	282,500	309,000	341,500	381,400
	4	196,500	233,200	264,000	283,300	310,500	343,300	383,600
	5	198,500	234,500	265,100	284,100	312,000	345,000	385,500
	6	200,500	235,500	266,000	284,900	313,400	346,700	387,800
	7	202,500	236,500	266,800	285,700	314,800	348,300	390,000
	8	204,400	237,500	267,600	286,400	316,300	350,000	392,000
	9	206,200	238,600	268,400	287,100	317,600	351,600	394,000
	10	208,100	239,800	269,200	287,800	319,000	353,400	396,300
	11	210,000	241,200	270,000	288,500	320,100	355,000	398,500
	12	212,100	242,500	270,800	289,300	321,900	356,600	400,800
	13	213,800	243,800	271,600	290,100	323,200	358,100	403,000
	14	215,800	245,100	272,400	291,000	324,800	359,800	405,300
	15	218,100	246,400	273,200	291,800	326,300	361,400	407,500
	16	220,200	247,600	274,000	292,500	327,900	363,000	409,800
	17	222,300	248,800	274,800	293,200	329,400	364,600	411,600
	18	223,400	250,000	275,600	294,300	331,000	366,500	413,600
	19	224,500	251,200	276,400	295,400	332,500	368,000	415,500
	20	225,600	252,400	277,200	296,600	334,000	369,600	417,300
	21	226,700	253,500	278,100	297,800	335,500	371,000	419,100
	22	227,600	254,500	278,900	299,000	337,100	372,600	420,900
	23	228,500	255,300	279,700	300,200	338,600	374,200	422,700
	24	229,500	256,100	280,500	301,400	340,200	375,800	424,500
	25	230,400	256,900	281,300	302,600	341,700	377,700	426,100
	26	231,300	257,700	282,200	303,900	343,300	379,600	427,700
	27	232,200	258,500	283,100	305,100	344,900	381,500	429,200
	28	233,100	259,300	283,900	306,500	346,400	383,300	430,700

	29	234,000	260,100	284,700	307,500	347,700	384,900	432,200
	30	234,900	260,900	285,600	308,700	349,200	386,700	433,500
	31	235,800	261,700	286,500	309,800	350,700	388,400	434,800
	32	236,700	262,500	287,300	311,000	352,300	390,000	436,000
	33	237,500	263,300	288,100	312,300	353,800	391,700	437,200
	34	238,300	264,200	289,200	313,500	355,300	393,100	438,500
	35	239,100	264,800	290,200	314,700	356,800	394,500	439,800
	36	239,900	265,700	291,400	316,000	358,400	395,900	441,100
	37	240,700	266,600	292,300	317,200	359,900	397,300	442,300
	38	241,600	267,400	293,400	318,300	361,500	398,600	443,100
	39	242,400	268,200	294,400	319,500	363,000	399,800	443,900
	40	243,200	269,000	295,400	320,700	364,500	400,800	444,700
	41	243,800	269,800	296,400	321,900	365,700	401,900	445,300
	42	244,400	270,500	297,400	323,200	366,800	403,100	445,900
	43	245,000	271,400	298,400	324,500	368,000	404,200	446,500
	44	245,500	272,200	299,400	325,700	369,100	405,300	447,100
	45	246,000	272,900	300,400	326,600	370,200	406,000	447,800
	46	246,600	273,700	301,600	327,900	371,000	406,700	448,600
	47	247,100	274,500	302,800	329,100	372,000	407,400	449,000
	48	247,500	275,300	303,900	330,300	373,100	408,100	449,700
	49	247,900	276,000	305,000	331,400	374,100	408,700	450,200
	50	248,400	276,800	306,100	332,400	375,100	409,300	450,600
	51	248,900	277,500	307,200	333,400	376,100	409,800	451,000
	52	249,400	278,400	308,300	334,300	377,000	410,200	451,400
	53	249,700	279,000	309,400	335,200	377,800	410,600	451,800
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	54	250,000	279,700	310,500	336,200	378,600	410,800	452,200
	55	250,300	280,400	311,600	337,200	379,500	411,100	452,600
	56	250,600	281,300	312,700	338,100	380,300	411,400	452,900
	57	250,900	281,800	313,700	338,600	380,800	411,800	453,200
	58	251,200	282,500	314,700	339,500	381,600	412,100	453,600
	59	251,500	283,200	315,800	340,300	382,400	412,400	453,900
	60	251,800	283,800	316,800	341,200	383,300	412,700	454,200
	61	252,100	284,400	317,800	341,900	383,700	412,900	454,600
	62	252,400	285,100	318,800	342,200	384,400	413,200	
	63	252,700	285,800	319,800	342,700	385,100	413,500	
	64	253,000	286,400	320,700	343,300	385,700	413,800	

65	253,400	287,000	321,600	343,900	386,100	414,000
66	253,700	287,700	322,400	344,600	386,600	414,300
67	254,000	288,400	323,100	345,300	387,200	414,600
68	254,300	289,000	323,800	345,900	387,800	414,900
69	254,600	289,600	324,400	346,600	388,200	415,100
70	254,900	290,400	325,100	347,100	388,700	415,400
71	255,200	291,100	325,700	347,700	389,200	415,700
72	255,400	291,700	326,400	348,300	389,700	415,900
73	255,600	292,300	327,000	348,600	390,300	416,100
74	255,900	292,900	327,200	349,200	390,800	416,400
75	256,200	293,200	327,700	349,700	391,400	416,700
76	256,500	293,600	328,200	350,200	392,000	416,900
77	256,600	294,000	328,800	350,700	392,500	417,100
78	256,800	294,300	329,300	351,200	393,000	417,400
79	257,200	294,600	329,800	351,700	393,500	417,700
80	257,400	294,900	330,200	352,100	394,000	417,900
81	257,500	295,200	330,800	352,400	394,300	418,100
82	257,900	295,500	331,300	352,700	394,800	418,400
83	258,300	295,800	331,700	352,900	395,200	418,700
84	258,400	296,000	332,200	353,200	395,600	418,900
85	258,600	296,200	332,700	353,800	396,000	419,100
86		296,400	333,100	354,100	396,500	
87		296,700	333,300	354,400	396,900	
88		296,900	333,600	354,700	397,300	
89		297,300	334,000	355,100	397,700	
90		297,500	334,400	355,400	398,200	
91		297,700	334,700	355,700	398,600	
92		297,900	335,000	356,000	399,000	
93		298,300	335,300	356,400	399,400	
94		298,500	335,500	356,700		
95		298,700	335,900	357,000		
96		299,000	336,200	357,300		
97		299,300	336,400	357,600		
98		299,500	336,700	358,000		
99		299,700	337,000	358,400		
100		300,000	337,300	358,800		

	101		300,300	337,500	359,300			
	102		300,500	337,800	359,700			
	103		300,700	338,100	360,100			
	104		301,000	338,300	360,500			
	105		301,300	338,400	361,000			
	106			338,700				
	107			339,100				
	108			339,400				
	109			339,600				
	110			340,000				
	111			340,400				
	112			340,800				
	113			341,000				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給 料 月 額						
		円	円	円	円	円	円	円
		194,600	221,400	250,100	263,800	289,600	323,200	365,700

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	209,400	242,600	279,900	295,400	312,800	345,000
	2	211,300	244,800	281,000	296,000	314,000	346,700
	3	213,100	247,000	282,100	296,600	315,300	348,400
	4	214,800	249,200	283,100	297,100	316,400	350,100
	5	216,600	251,400	284,100	297,600	317,500	351,800
	6	218,500	252,400	284,600	298,200	318,600	353,600
	7	220,300	253,400	285,100	298,800	319,700	355,300
	8	222,000	254,300	285,600	299,300	320,800	356,900
	9	223,700	255,200	286,100	299,800	321,900	358,500
	10	225,700	256,400	286,600	300,400	323,100	360,100
	11	227,600	257,500	287,100	301,000	323,900	361,800
	12	229,600	258,500	287,600	301,500	325,000	363,500
	13	231,500	259,200	288,100	302,000	325,900	365,000
	14	233,500	259,900	288,600	302,600	327,100	366,700
	15	235,500	260,600	289,100	303,300	328,400	368,400
	16	237,500	261,500	289,600	303,800	329,600	370,200
	17	239,500	262,600	290,100	304,300	330,700	372,000
	18	241,600	263,700	290,700	305,000	331,900	374,000
	19	243,700	264,800	291,200	305,700	333,000	376,000
	20	245,700	265,900	291,700	306,400	334,100	378,000
	21	247,600	267,100	292,200	307,100	335,200	379,700
	22	248,800	268,200	292,700	308,000	336,400	381,800
	23	250,000	269,300	293,200	308,900	337,500	384,000
	24	251,100	270,400	293,700	309,800	338,600	386,000
	25	252,200	271,400	294,200	310,600	339,700	387,900
	26	253,200	272,500	294,700	311,500	341,000	389,500
	27	254,100	273,600	295,200	312,400	342,100	391,300
	28	255,000	274,600	295,700	313,500	343,200	393,100
	29	255,800	275,600	296,200	314,100	344,400	394,800
	30	256,600	276,300	296,800	315,100	345,500	396,500
	31	257,300	277,000	297,600	316,000	346,600	398,500
	32	258,000	277,700	298,400	316,900	347,700	400,200
	33	258,800	278,400	299,100	317,700	348,800	401,900
	34	259,600	279,100	299,900	318,800	350,100	403,600
	35	260,400	279,600	300,700	319,900	351,400	405,400
	36	261,100	280,100	301,500	321,000	352,800	407,100
	37	261,800	280,600	302,200	322,100	354,000	408,700
	38	262,700	281,200	303,100	323,200	355,500	410,400

	39	263,600	281,700	303,900	324,300	357,000	412,300
	40	264,400	282,200	304,800	325,400	358,500	414,100
	41	265,200	282,600	305,400	326,500	359,700	415,600
	42	266,100	283,100	306,200	327,800	361,200	417,100
	43	267,000	283,600	307,000	328,900	362,600	418,600
	44	267,800	284,100	307,800	330,000	364,000	419,900
	45	268,600	284,600	308,500	330,800	365,400	421,000
	46	269,300	285,100	309,500	331,900	366,400	422,100
	47	270,000	285,600	310,500	333,000	367,800	423,200
	48	270,600	286,100	311,400	334,000	369,200	424,400
	49	271,200	286,600	312,300	335,000	370,500	425,700
	50	271,700	287,100	313,300	336,000	371,900	426,900
	51	272,200	287,600	314,300	337,000	373,200	428,100
	52	272,600	288,100	315,300	338,000	374,500	429,200
	53	273,000	288,600	316,200	339,200	376,000	430,400
	54	273,500	289,100	317,200	340,500	377,200	431,400
	55	274,000	289,600	318,200	341,800	378,300	432,500
	56	274,400	290,100	319,200	343,000	379,500	433,600
	57	274,800	290,700	320,000	343,900	380,600	434,600
	58	275,200	291,500	321,000	345,100	381,500	435,100
	59	275,600	292,300	322,000	346,200	382,500	435,700
	60	276,000	293,000	322,900	347,500	383,500	436,100
	61	276,400	293,700	323,800	348,500	384,100	436,700
	62	276,800	294,600	324,800	349,400	384,900	437,200
	63	277,200	295,500	325,800	350,500	385,700	437,600
	64	277,600	296,500	326,700	351,700	386,500	438,100
	65	278,100	297,100	327,700	352,800	387,200	438,600
	66	278,500	298,000	328,900	354,000	387,900	439,000
	67	278,900	298,800	330,100	355,300	388,600	439,300
	68	279,300	299,600	331,300	356,300	389,200	439,600
	69	279,700	300,400	332,000	357,300	389,800	440,100
	70	280,200	301,300	333,100	358,300	390,400	
	71	280,700	302,200	334,200	359,400	391,100	
	72	281,100	303,200	335,100	360,500	391,700	
	73	281,500	304,100	336,200	361,300	392,400	
	74	282,100	305,000	336,900	362,400	392,900	
	75	282,700	305,900	338,000	363,500	393,500	
	76	283,200	306,800	339,100	364,500	394,000	
	77	283,700	307,600	340,300	365,200	394,400	
	78	284,300	308,600	341,500	366,000	395,000	
	79	284,900	309,600	342,600	366,800	395,500	
	80	285,400	310,500	343,700	367,500	395,800	
定年	81	285,900	311,000	344,800	368,100	396,100	
前再	82	286,400	311,900	345,900	368,700	396,600	
任用	83	286,900	312,800	346,900	369,200	397,100	
短時	84	287,400	313,600	348,000	369,700	397,400	
間勤							

務職 員以 外の 職員	85	287,900	314,400	348,900	370,300	397,700
	86	288,400	315,500	349,900	370,800	398,200
	87	288,900	316,500	350,800	371,300	398,700
	88	289,400	317,500	351,800	371,800	399,100
	89	289,900	318,400	352,700	372,200	399,400
	90	290,500	319,500	353,500	372,600	399,800
	91	291,000	320,500	354,400	373,200	400,300
	92	291,500	321,500	355,200	373,700	400,700
	93	292,000	322,300	355,800	374,000	401,100
	94	292,600	323,000	356,400	374,500	401,500
	95	293,200	323,700	357,000	374,900	402,000
	96	293,800	324,300	357,600	375,200	402,400
	97	294,400	324,900	358,000	375,800	402,800
	98	294,900	325,200	358,400	376,300	403,200
	99	295,400	325,900	358,900	376,800	403,700
	100	295,900	326,400	359,300	377,300	404,100
	101	296,400	326,800	359,800	377,900	404,500
	102	296,900	327,400	360,200	378,400	
	103	297,400	328,000	360,700	378,900	
	104	297,900	328,500	361,100	379,300	
	105	298,300	328,900	361,400	379,900	
	106	298,800	329,400	361,900	380,400	
	107	299,300	329,900	362,300	380,900	
	108	299,600	330,400	362,600	381,400	
	109	299,800	330,800	363,000	382,000	
	110	300,100	331,200	363,500	382,500	
	111	300,300	331,500	364,000	383,000	
	112	300,600	331,800	364,500	383,500	
	113	300,900	332,100	365,000	384,100	
	114	301,100	332,500	365,500		
	115	301,400	332,800	366,000		
116	301,600	333,100	366,400			
117	301,900	333,300	366,800			
118	302,200	333,600	367,200			
119	302,500	333,900	367,700			
120	302,800	334,100	368,300			
121	303,100	334,300	368,700			
122	303,500	334,600	369,200			
123	303,800	334,900	369,700			
124	304,100	335,200	370,200			
125	304,300	335,400	370,500			
126	304,500	335,700				
127	304,800	336,100				
128	305,200	336,300				
129	305,400	336,400				
130	305,700	336,700				
131	306,100	337,100				

132	306,500	337,300				
133	306,700	337,600				
134	307,000	338,000				
135	307,300	338,400				
136	307,600	338,800				
137	307,800	339,100				
138	308,100	339,600				
139	308,400	340,000				
140	308,700	340,400				
141	308,900	340,700				
142	309,300	341,100				
143	309,700	341,400				
144	310,000	341,800				
145	310,100	342,100				
146	310,400	342,500				
147	310,800	342,900				
148	311,200	343,300				
149	311,400	343,600				
150	311,600	344,000				
151	311,900	344,400				
152	312,200	344,800				
153	312,600	345,100				
154	312,800					
155	313,000					
156	313,300					
157	313,600					
158	313,900					
159	314,200					
160	314,500					
161	314,900					
162	315,200					
163	315,500					
164	315,800					
165	316,200					
166	316,500					
167	316,800					
168	317,100					
169	317,500					
定年前任用短時間勤務職員	基 給 料 月 額	基 給 料 月 額	基 給 料 月 額	基 給 料 月 額	基 給 料 月 額	基 給 料 月 額
	準 額	準 額	準 額	準 額	準 額	準 額
	円	円	円	円	円	円
	241,700	262,300	269,700	280,200	296,700	334,600

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定め
るものに適用する。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百七・五」を「百分の百五」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の七十一・二五」を「百分の七十」に、「百分の百七・五」を「百分の百五」に、「百分の六十一・二五」を「百分の六十」に改める。

第二十条第二項第一号中「百分の百七・五」を「百分の百五」に、「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に改め、同項第二号中「百分の五十一・二五」を「百分の五十」に、「百分の六十一・二五」を「百分の六十」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年宮城県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

号 俸	給 料 月 額
	円
1	395,200
2	443,600
3	496,000
4	559,500
5	639,200
6	746,000
7	871,100

第五条第二項中「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に、「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十五年宮城県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号 俸	給 料 月 額
	円
1	417,400
2	478,900
3	542,400
4	626,100
5	727,900
6	830,700

第五条第二項の表を次のように改める。

号 俸	給 料 月 額
	円
1	348,800
2	385,100
3	413,300

第六条第二項中「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に、「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

第五条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百七・五」を「百分の百五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例中第一条、第三条、第四条及び次項から附則第五項までの規定は令和六年十二月二十三日から、第二条及び第五条の規定は令和七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)の規定(第十九条及び第二十条の規定を除く。)、第三条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「新任期付職員条例」という。)の規定(第五条の規定を除く。)、及び第四条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下「新任期付研究員条例」という。)(以下「新規定」という。)(第六条の規定を除く。)は令和六年四月一日から、新給与条例第十九条及び第二十条の規定、新任期付職員条例第五条の規定並びに新任期付研究員条例第六条の規定は同年十二月一日から適用する。

(一部適用日前の異動者の号俸の調整)

3 令和六年四月一日(以下「一部適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の一部適用日における号俸については、その者が一部適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

4 新給与条例、新任期付職員条例又は新任期付研究員条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、第三条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第四条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ新給与条例、新任期付職員条例又は新任期付研究員条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

5 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和六年十二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十号

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の分限に関する条例及び職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

一 職員の分限に関する条例(昭和二十六年宮城県条例第五十一号)第六条第一項

二 職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第七十号)第十三条第一項第一号及び

第五項第二号、第十四条の見出し及び同条第一項第一号、第十五条第一項第一号並びに第十七条

第四項

(特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び心身障害者扶養共済条例の一部改正)

第二条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

一 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十六年宮城県条例第一号)

第四条の二各号及び第五条の三第一項

二 心身障害者扶養共済条例(昭和四十四年宮城県条例第二十二号)第十三条第二号

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第三条 職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条の二第三号及び第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十九条の三第一項第一号及び第五項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(県吏員恩給条例の一部改正)

第四条 県吏員恩給条例(大正十三年宮城県令第一号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「懲役若ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六条ノ二第一項中「禁錮以上」を「拘禁刑以上」に、「懲役又ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改める。

第十三条第三号及び第十八条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十三条ノ二中「懲役又ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条に次の一項を加える。

刑法第二十七条第三項(第二号ニ係ル部分ニ限ル)及第二十七条の七第三項(第二号ニ係ル部分ニ限ル)ノ規定ハ前項ノ規定ノ適用ニ関シテハ之ヲ適用セズ

第三十一条第一項中「懲役又ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条に次の一項を加える。

刑法第二十七条第三項(第二号ニ係ル部分ニ限ル)及第二十七条の七第三項(第二号ニ係ル部分ニ限ル)ノ規定ハ前二項ノ規定ノ適用ニ関シテハ之ヲ適用セズ

(行政不服審査会条例等の一部改正)

第五条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一 行政不服審査会条例(平成二十七年宮城県条例第八十五号)第十条

二 情報公開条例(平成十一年宮城県条例第十号)第四十条

三 個人情報保護に関する法律施行条例(令和四年宮城県条例第七十二号)第二十二條及び附則

第三條第六項から第九項まで

四 統計調査条例(平成四年宮城県条例第十五号)第十三条第一項、第十四条及び第十五条

五 公害防止条例(昭和四十六年宮城県条例第十二号)第七十四條

六 県立自然公園条例(昭和三十四年宮城県条例第二十号)第二十条及び第二十一条

七 自然環境保全条例(昭和四十七年宮城県条例第二十五号)第三十八条及び第三十九条

八 ぶぐの処理等の規制に関する条例(令和三年宮城県条例第十八号)第二十八条及び第二十九条

九 産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例(平成十七年宮城県条例第五百一十一号)第二十四条

十 宮城県ピンクちらし根絶活動の促進に関する条例(平成十三年宮城県条例第三十二号)第十五条第一項

十一 青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第四十一条第一項及び第二項

十二 障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例(令和三年宮城県条例第三十一号)第二十九条

十三 宮城県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十七年宮城県条例第六十九号)第三十条から第三十二条まで

第三十二条まで

十四 迷惑行為防止条例(昭和四十二年宮城県条例第二十九号)第十六条、第十七条、第十八条第二項及び第十九条第二項

十五 青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例(平成十三年宮城県条例第七十三号)第十二条第一項

十六 飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例(平成十四年宮城県条例第四十三号)第十六条第一項から第三項まで

十七 暴力団排除条例(平成二十二年宮城県条例第六十七号)第二十五条第一項及び第二項

十八 宮城県暴走族根絶の促進に関する条例(平成十年宮城県条例第四十八号)第十五条及び第十六条

十九 拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例(平成三年宮城県条例第三十五号)第十一条第一項

二十 行列入進集団示威運動に関する条例(昭和二十四年宮城県条例第四十七号)第五条(砂防指定地等管理条例の一部改正)

第六条 砂防指定地等管理条例(平成十五年宮城県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。)第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律

第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。)第十二条に規定する懲役(以下この項において「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)(含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。)

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号。以下「整理等法」という。)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第一条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第十三条第一項及び第五項、第十四条第一項(第一号に係る部分に限る。)並びに第十七条第四項並びに職員の退職手当に関する条例第十七条第三項の規定(同条例第二十条第三項及び第二十一条第三項においてこれらの規定を準用し、又は他の条例においてこれらの規定の例によることとされる場合を含む。)の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

6 刑法等一部改正法及び整理等法並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第三条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第十九条の三第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第五項(第三号に係る部分に限る。)の規定(職員の給与に関する条例第二十條第五項及び第二十三條第七号においてこれらの規定を準用し、又は他の条例においてこれらの規定の例によることとされる場合を含む。)の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月十八日

(2)

(イ) 次の非
 a ぞ積掲作をる(1)は号
 b 千場証千以 れのげ成証事の(1)は号
 c 千場証千以 れのげ成証事の(1)は号
 d 千場証千以 れのげ成証事の(1)は号

(ハ)
 a ぞ積掲作をる(1)は号
 b 千場証千以 れのげ成証事の(1)は号
 c 千場証千以 れのげ成証事の(1)は号
 d 千場証千以 れのげ成証事の(1)は号

(ロ)

a ぞ積掲作をる(1)は号
 b 千場証千以 れのげ成証事の(1)は号
 c 千場証千以 れのげ成証事の(1)は号
 d 千場証千以 れのげ成証事の(1)は号
 e 千場証千以 れのげ成証事の(1)は号
 f 千場証千以 れのげ成証事の(1)は号
 g 千場証千以 れのげ成証事の(1)は号

<p>三百の建築物省エネルギー法第十一条第二項の規定に基づき変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出し、省エネルギー適合性を判定を受けようとする者</p>	
<p>提出するとき</p>	
<p>1 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ定める額</p> <p>(5) のえ五平方メートル以上十平方メートル未満</p> <p>(4) のえ二平方メートル以上七平方メートル未満</p> <p>(3) のえ一平方メートル以上三平方メートル未満</p> <p>(2) のえ千平方メートル以上一平方メートル未満</p> <p>(1) 額に定める額</p>	<p>(イ) 非住宅建築物の区分に応じ、それぞれ定める額</p> <p>(ロ) 住宅建築物の区分に応じ、それぞれ定める額</p> <p>a 坪以上三坪未満</p> <p>b 坪以上二坪未満</p> <p>c 坪以上一坪未満</p> <p>d 坪以上五坪未満</p> <p>(イ) するに定める額</p> <p>(ロ) するに定める額</p> <p>a 坪以上二坪未満</p> <p>b 坪以上一坪未満</p> <p>c 坪以上五坪未満</p> <p>d 坪以上十坪未満</p>
<p>2</p> <p>(1) 建設に定める場合又は同一区分に建設する建築物の区分に応じ、それぞれ定める額</p> <p>(2) 額に定める額</p> <p>(イ) 額に定める額</p> <p>(ロ) 額に定める額</p>	<p>(イ) 建設に定める額</p> <p>(ロ) 建設に定める額</p> <p>a 坪以上二坪未満</p> <p>b 坪以上一坪未満</p> <p>c 坪以上五坪未満</p> <p>d 坪以上十坪未満</p>

第二条第一項の表三百五の項4ハ(1)ロの次に次のように加える。

円(認定基準適合証明書類を提出する場合にあっては、三万八千円)

(ハ) 基準省令第十条第二号イ(1)及び同号ロ(1)のいずれかに規定する事項に適合すること(1)の証明方法により作成された書類(床面積(当該住宅部分の床面積(当該住宅部分の床面積)を算定しない場合にあっては、当該共用部分の床面積を除く)の区分に応じ、それぞれ次に定める額)

a 三平方メートル以内のもの
 b 三平方メートルを超え五平方メートル以内のもの
 c 五平方メートルを超え七平方メートル以内のもの
 d 七平方メートルを超え十平方メートル以内のもの

証明書類を提出する場合にあっては、四万五千円(認定基準適合証明書類を提出する場合にあっては、九万五千円)を超過するもの(認定基準適合証明書類を提出する場合にあっては、三万八千円)

三百六 削除

附 則

第二条第一項の表三百六の項を次のように改める。

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十三号

公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例

公安委員会関係手数料条例(平成十二年宮城県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表四十一の項1イ中「千五百五十円」を「千六百五十円」に改め、同項1ロ中「千九百円」を「千九百五十円」に、「免許証」を「免許証等」に、「八百円」を「七百五十円」に改め、同項1ハ中「四千円(同法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験)」を「三千九百円(技能試験)」に、「六千六百円」を「六千九百円」に改め、同項2イ中「千七百五十円」を「千九百円」に改め、同項2ロ中「千九百円」を「千九百五十円」に改め、同項2ハ中「二千五百五十円(同法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験)」を「二千五百円(技能試験)」に、「三千三百五十円」を「三千三百五十円」に改め、同項3イ中「千七百五十円」を「千八百五十円」に改め、同項3ロ中「千九百円」を「千九百五十円」に、「免許証」を「免許証等」に、「八百円」を「七百五十円」に改め、同項3ハ中「二千六百円(同法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験)」を「二千八百円(技能試験)」に、「四十五十円」を「四千五百五十円」に改め、同項4イ中「千九百円」を「千九百五十円」に、「免許証」を「免許証等」に、「八百円」を「七百五十円」に改め、同項4ロ中「千五百円」を「千六百円」に改め、同項5イ中「千七百円」を「千八百円」に改め、同項5ロ中「千九百円」を「千九百五十円」に、「免許証」を「免許証等」に、「八百円」を「七百五十円」に改め、同項5ハ中「四千八百円(同法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験)」を「四千五百円(技能試験)」に、「七千六百五十円」を「七千四百五十円」に改め、同項6イ中「千七百円」を「千八百円」に改め、同項6ロ中「千五百五十円」を「千六百五十円」に改め、同項6ハ中「二千九百円(同法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験)」を「二千九百五十円(技能試験)」に、「四千三百五十円」を「四千七百円」に改め、同表四十一の二の項中「基づく検査」の下に「(以下この表において「検査」という。)」を加え、同項1中「三千九百円」を「三千九百五十円」に、「六千四百円」を「六千九百五十円」に改め、同項2中「三千七百五十円」を「三千八百五十円」に、「四千五百五十円」を「四千六百五十円」に改め、同表四十二の項中「千四百円」を「千三百五十円」に、「二千八百五十円」を「三

四千五百五十円」を「一万五千円」に改め、同項2中「一万二千円」を「一万二千円」に改め、同項3中「九千六百五十円」を「九千九百五十円」に改め、同項4中「一万二千四百五十円」を「一万二千八百五十円」に改め、同表四十九の項中「第百条の二第二項」を「第百条の二第二項」に改め、同項1中「千九百円」を「二千五百円」に、「四千四百円」を「五千五百円」に改め、同項2中「千七百五十円」を「千九百五十円」に、「二千五百五十円」を「二千七百五十円」に改め、同項3中「千六百五十円」を「千八百円」に、「三千円」を「三千五百五十円」に改め、同項4中「千円」を「千円」に改め、同表五十の項から五十の四の項までを次のように改める。

<p>五十 道路交通法第百一条第一項又は第百一条の二第一項の規定に基づく免許証の有効期間の更新を申請する者(五十の三の項に規定する者を除く。)</p>	<p>申請するとき</p>	<p>二千八百五十円(道路交通法第百一条の二第二項の規定による經由地公安委員会を經由して行う申請(以下この表において「經由申請」という。))をする場合にあっては、二千七百五十円、更新時不交付申請をする場合(經由申請をする場合を除く。)にあっては、千三百円)</p>
<p>五十の二 道路交通法第百一条第一項又は第百一条の二第一項の規定に基づく免許情報記録の有効期間の更新を申請する者(次項に規定する者を除く。)</p>	<p>申請するとき</p>	<p>1 經由申請をする場合、千九百五十円(道路交通法第百一条の二の三第三項の規定による申出(以下この表において「經由地書換申出」という。))をする場合にあっては、千円、 2 經由申請をしない場合、二千円</p>
<p>五十の三 道路交通法第百一条第一項又は第百一条の二第一項の規定に基づく免許情報の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新を申請する者</p>	<p>申請するとき</p>	<p>1 經由申請をする場合、二千八百五十円(經由地書換申出をする場合にあっては、二千五百円) 2 經由申請をしない場合、二千九百五十円</p>
<p>五十の四 道路交通法第百一条の二の二第一項の規定に基づく免許証の更新申請書を提出する者</p>	<p>提出するとき</p>	<p>七百五十円(經由地書換申出をする場合にあっては、千七百円)</p>

第二条第一項の表五十の四の項の次に次のように加える。

<p>五十の五 道路交通法第百五条の二第二項の規定に基づく運転経歴証明書の交付又は再交付を申請する者</p>	<p>申請するとき</p>	<p>千五百五十円</p>
<p>五十の六 道路交通法第百五条の二第四項の規定に基づく運転経歴情報の記録を申請する者</p>	<p>申請するとき</p>	<p>九百円(運転経歴証明書の交付又は再交付と同時に記録を受けられる場合にあっては、百円)</p>

第二条第一項の表五十一の項中「二千三百五十円」を「二千二百五十円」に改め、同表五十二の項中「七百五十円」を「八百五十円」に改め、同項2中「二千三百五十円」を「二千四百円」に改め、

同項4イ中「四千四百五十円」を「四千六百五十円」に改め、同項4ロ中「三千五百円」を「三千八百円」に改め、同項4ハ中「二千八百円」を「三千五十円」に改め、同項5イ中「四千五百円」を「四千三百円」に改め、同項5ロ中「四千元」を「四千二百円」に改め、同項6中「千五百円」を「千七百五十円」に改め、同項7中「三千円」を「三千二百円」に改め、同項8中「千四百円」を「千八百五十円」に改め、同項9中「七百五十円」を「九百円」に改め、同項10イ中「二千五百円」を「二千三百円」に改め、同項10ロ中「二千五百円」を「二千五百五十円」に改め、同項10ハ中「二千七百円」を「二千八百五十円」に改め、同項10ニ中「二千五百五十円」を「二千七百円」に改め、同項10ホ中「二千四百五十円」を「二千五百五十円」に改め、同項中

「イ 同法第九十二条の二第一項の表の備考一
の2に規定する優良運転者に対する講習
五百円
ロ 同表の備考一の3に規定する一般運転者
に対する講習 八百円
ハ 同表の備考一の4に規定する違反運転者
等に対する講習 千三百五十円(国家公安
委員会規則で定める道路交通法施行令第三
十三条の七第二項の基準に該当しない者に
対する講習にあっては、八百円)

「イ 同法第九十五条の六第一項の表の備考一
のロに規定する優良運転者に対する講習
五百円(公安委員会の使用に係る電子計算
機(入力装置を含む。以下この表において
「講習を受ける者の使用に係る」とい
う。))と講習を受ける者の使用に係る
電子情報処理装置と電気通信回線に接続した電
子情報処理装置を使用する方法による講習
(以下この表において「オンライン講習」と
いう。))にあっては、二百円
ロ 同表の備考一のハに規定する一般運転者
に対する講習 八百円(オンライン講習に
対する講習にあっては、二百円)
ハ 同表の備考一のニに規定する違反運転者
等のうち特定基準不該当者(国家公安委員
会規則で定める道路交通法施行令第三十三
条の七第二項の基準に該当しない者)をい
う。以下この表において同じ。)でないも
のに対する講習 千四百円
ニ 同表の備考一のニに規定する違反運転者
等のうち特定基準不該当者であるものに對
する講習 八百円(オンライン講習にあって
は、二百円)

において、「六千四百五十円」を「六千六百円」に改め、同項12ロ中「二千九百円」を「二千九百五十円」に改め、同項13中「以下」を「以下この表において」に、「一万二千五百円(当該講習が国家公安委員会規則で定めるものである場合にあっては、九千五百円)」を「一万二千九百円(実車等指導(自動車等(これに準ずるものとして国家公安委員会規則で定める装置を含む。))を使用する指導をいう。))を含まない場合は、九千三百五十円」に改め、同項14中「二千二百五十円」を「二千六

「15 同項第十五号又は第十六号に掲げる講習」を

「15 同項第十五号に掲げる講習 講習一時間につき二千円
16 同項第十六号に掲げる講習 講習一時間につき二千五百円」

に改め、同表五十三の項中「九百円」を「千

円」に改め、同表五十四の項中「千三百五十円」を「千四百円」に改める。

第二条第二項の表一の項中「四千円」を「三千八百円」に、「三千五百五十円」を「三千六百五十円」

に、
千二百五十円
四千二百五十円

千二百円
四千四百五十円

に改め、同表二

の項中「六千七百円」を「六千三百五十円」に、「六千円」を「六千二百五十円」に、「二千五百円」を「千九百円」に、「七千四百円」を「七千七百五十円」に改め、同表五の項中「二千三百五十円」を「二千六百円」に、「千九百円」を「千八百五十円」に、「二千六百五十円」を「二千五百五十円」に改め、同表六の項中「二千五十円」を「二千円」に、「二千五百五十円」を「二千四百円」に、「三千七百円」を「三千七百五十円」に改め、同表七の項中「二千五百五十円」を「二千六百円」に改め、同表備考第一号中「二千三百五十円」を「二千九百五十円」に、「千五百円」を「千三百五十円」に改め、同表備考第二号中「五百円」を「五百五十円」に、「三百円」を「三百五十円」に改める。

第二条第三項の表一の項中「四千円」を「三千八百円」に、「三千五百五十円」を「三千六百五十円」

に、
千二百五十円
四千二百五十円

千二百円
四千四百五十円

に改め、同表二

の項中「二千五十円」を「二千円」に改め、同表四の項及び五の項中「千三百円」を「千三百五十円」に改め、同表六の項中「千五百円」を「千五百五十円」に改め、同表七の項中「二千五百五十円」を「二千六百円」に改め、同表備考第一号中「二千四百円」を「三千円」に、「九百円」を「九百五十円」に、「千円」を「千三百五十円」に、「二千八百五十円」を「二千九百五十円」に改め、同表備考第二号中「百五十円」を、普通自動車免許を「二百円」を、普通自動車免許に、「百五十円を減ずる」を「五十円を減ずる」に改める。

附則

この条例は、令和七年三月二十四日から施行する。

産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十四号

産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

産業廃棄物税条例（平成十六年宮城県条例第十九号）の一部を次のように改正する。
第十条第一項第一号中「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

附則第五項中「令和七年三月三十一日」を「令和十二年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百三十一条第二項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して四月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第十条第一項第一号の改正規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和六年十二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十五号

地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例（平成二十七年宮城県条例第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中、「当該特別償却設備」の下に「法第五条第四項第五号に規定する特定業務施設の用に供するものに限る。以下この条において同じ。」を加える。

附則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例（以下「新条例」という。）第二条、第三条及び第四条（第三号に限る。）の規定は、令和六年四月十九日から適用する。

（経過措置）

2 新条例第二条及び第三条の規定は、令和六年四月十九日以後に新設し、又は増設した特別償却設備（同条に規定する特別償却設備をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に新設し、又は増設した特別償却設備については、なお従前の例による。

3 新条例第二条又は第三条の規定により県税の課税免除等の適用を受けようとする者に係る新条例第四条の規定による申請書の提出期限が、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に到来し、又は施行日以後三十日以内に到来する場合においては、同条の規定による申請書の提出期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して三十日を経過した日とする。

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十六号

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

事務処理の特例に関する条例（平成十一年宮城県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表八の二の項中「レ」を「ソ」に改め、同項中ソをツとし、リからレまでをヌからソまでとし、チの次に次のように加える。

リ 条例第十二条の三第二項ただし書の規定による認定

第二条の表二十七の二の項の次に次のように加える。

二十七の二の二 都市再開発法施行規則に基づく事務のうち、同令第三十九条第五項の規定によるウェブサイトへの掲載

石巻市	白石市	名取市
角田市	栗原市	東松島市
大崎市	村田町	富谷市
蔵王町	田町	丸森町
亶理町	大和町	利府町
大和町	大和町	大衡村
女川町		

第二条の表二十七の三の項中「掲示」を「掲示等」に改め、同表二十七の四の項ハ中「第十五条の四」を「第十六条」に改め、同表三十二の二の項ハ中「掲示」を「掲示等」に改め、同表三十四の四の項中「大衡村」の下に「色麻町」を加え、同表三十四の九の二の項中「角田市」の下に「多賀城市 岩沼市 大崎市」を、「利府町」の下に「大和町」を、「大衡村」の下に「美里町」を加え、同表三十四の十一の項中「平成十八年政令第十号」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二条の表八の二の項の改正規定、同表

二十七の二の項の次に次のように加える改正規定、同表二十七の三の項、三十二の二の項及び三十四の十一の項の改正規定並びに次項の規定は公布の日から、同表二十七の四の項の改正規定は食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第六十二号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定にあつては、当該規定。以下同じ。）の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第二条の表の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

ふぐの処理等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十七号

ふぐの処理等の規制に関する条例の一部を改正する条例

ふぐの処理等の規制に関する条例（令和三年宮城県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「こと」の下に「又は長期間にわたって塩漬けすることにより人の健康を害するおそれがないようにすること（以下「塩蔵処理」という。）」を加え、同条第二号中「もの」を「者」に改める。

第五条第一項中「第二号及び」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び技術等を有する者として規則で定める者

第六条第二号中「他の都道府県等」を「他の都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下「他の都道府県等」という。）」に改める。

第十五条第一項第五号中「前項の規定により保管した有毒部位は」を「除去した有毒部位は、塩蔵処理をするものを除き」に改める。

第十七条第一項中「技能」を「技術等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

母子・父子福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十八号

母子・父子福祉センター条例の一部を改正する条例

母子・父子福祉センター条例（平成十七年宮城県条例第二百十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「行わせる」の下に「ことができる」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用に

ついては、第六条及び第七条中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「ときは」とあるのは「ときは、知事の承認を受けて」と、第八条から第十条まで及び第十一条第一項中「知事」とあるのは「指定管理者」とする。

第六条中（「宿泊室を除く。」）を削り、同条ただし書中「指定管理者」を「知事」に改め、「知事の承認を受けて」を削る。

第七条ただし書中「指定管理者」を「知事」に改め、「知事の承認を受けて」を削る。

第八条中「指定管理者」を「知事」に改める。

第九条第一項中「指定管理者」を「知事」に改め、同項に後段として次のように加える。

許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

第九条第二項第六号、第十条及び第十一条第一項中「指定管理者」を「知事」に改める。

別表中第五号及び第六号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大麻草の栽培の規制に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十九号

大麻草の栽培の規制に関する法律施行条例の一部を改正する条例

大麻草の栽培の規制に関する法律施行条例（平成十二年宮城県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号から第三号までを削り、同条第四号中「目的及び」を削り、同号を同条第一号とし、同条第五号を同条第二号とする。

第三条から第八条までを次のように改める。

（登録事項の変更の届出）

第三条 法第六条第三項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を

知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては、その業務を行う役員の氏名

二 変更の内容

三 変更の理由

四 変更の年月日

（免許証の書換交付の申請）

第四条 第一種大麻草採取栽培者は、第一種大麻草採取栽培者免許証（以下「免許証」という。）の記載事項に変更を生じたときは、免許証の書換交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請をする者は、免許証を添えて、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては、その業務を行う役員の氏名

二 変更の内容

三 変更の年月日

（免許証の再交付の申請）

第五条 法第七条第三項の規定による申請をする者は、同項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては、その業務を行う役員の氏名

二 毀損又は亡失の年月日

（免許証の返納の届出）

第六条 法第七条第四項又は第五項の規定により免許証を返納する者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては、その業務を行う役員の氏名

二 返納の理由

三 返納の事由が生じた年月日

（持出しの許可）

第七条 法第十一条ただし書の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申

請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては、その業務を行う役員の氏名
- 二 持ち出そうとする大麻の栽培地の所在地並びに品名及び数量
- 三 持出し先の名称及び所在地
- 四 持出しの理由
- 五 持出しを行う年月日

(廃棄の届出)

第八条 法第十二条第一項の規定による届出をしようとする者は、同項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては、その業務を行う役員の氏名
- 二 大麻の栽培地及び大麻を取り扱う事務所の所在地
- 三 廃棄の場所及び方法
- 四 廃棄の理由
- 五 廃棄の年月日

2 法第十二条第二項の規定による届出をしようとする者は、同項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては、その業務を行う役員の氏名
- 二 大麻の栽培地及び大麻を取り扱う事務所の所在地
- 三 廃棄の場所
- 四 廃棄の理由
- 五 廃棄の年月日

第十条を第十一条とする。

第九条第一項第一号中「七千八百円」を「二万二千円」に改め、同項第三号中「第七条第一項」を「第四条第一項」に、「書換え交付」を「書換交付」に改め、同条を第十条とする。

第八条の次に次の一条を加える。

(譲渡の届出)

第九条 法第十二条の八第三項の規定による届出をしようとする者は、同項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては、その業務を行う役員の氏名
- 二 譲渡人の氏名又は名称及び住所

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年三月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において免許を受けている改正前の第七条に規定する大麻草採取栽培者については、その免許の有効期間内は、なお従前の例による。

建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八十号

建築基準条例の一部を改正する条例

建築基準条例（昭和三十五年宮城県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。
第十七条第一項の表を

二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの	三万円
二百平方メートルを超え、三百平方メートル以内のもの	三万円
三百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの	三万九千円

に改め、同条に次の二項を加える。

6 第一項の場合において、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「建築物省エネルギー法」という。）第十一条第一項の規定による特定建築行為（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第二条第一項第一号に該当するものに限る。次項において同じ。）をしようとする者からは、第一項の手数料のほか、次の表の上欄に掲げる建築物の用途及び同表の中欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額の手数料を徴収するものとする。ただし、確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合において、増加する部分の床面積の合計が十平方メートル以内であるときは、この限りでない。

建築物の用途	床面積の合計	手数料の額
一戸建ての住宅	二百平方メートル以内のもの	一万六千四百円

共同住宅等（二戸建ての住宅以外の住宅をいう。）	二百平方メートルを超えるもの	一万七千七百円
	三百平方メートル以内のもの	三万千円
	三百平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの	五万三千八百円
	二千平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの	九万七千五百円
	五千平方メートルを超えるもの	十四万七千円

7 前項の表の床面積の合計は、特定建築行為に係る部分の床面積について算定する。第十七条の二第一項中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改める。第十八条第一項中「第十八条第十六項」を「第十八条第二十項」に改め、同項の表中

二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの	二万九千円
---------------------------	-------

を

二百平方メートルを超え、三百平方メートル以内のもの	二万九千円
三百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの	三万六千円

に改め、同条第四項及び第五項中「第十八条第十六項」を「第十八条第二十項」に改め、同条に次の二項を加える。

6 第一項の場合において、建築物省エネルギー法第十一条第一項に規定する特定建築行為（次項において同じ。）をしようとする者からは、第一項の手数料のほか、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額の手数料を徴収するものとする。

床面積の合計	手数料の額
二百平方メートル以内のもの	四千四百円
二百平方メートルを超え、三百平方メートル以内のもの	八千八百円
三百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの	一万五千五百円
千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの	二万五千三百円
二千平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの	七万六千円
五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	十二万円
一万平方メートルを超え、二万五千平方メートル以内のもの	十五万二千円
二万五千平方メートルを超えるもの	十九万円

7 前項の表の床面積の合計は、特定建築行為に係る部分の床面積について算定する。

第十八条の二第一項中「第十八条第十九項」を「第十八条第二十八項」に改め、同項の表中

二百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの	二万七千円
---------------------------	-------

を

二百平方メートルを超え、三百平方メートル以内のもの	二万七千円
三百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの	三万四千円

に改める。

第十八条の三中「第十八条第二十項」を「第十八条第二十九項」に、「第十八条第十六項」を「第十八条第二十項」に改め、「二万八千円」との下に「三万六千円」とあるのは「三万五千円」とを加える。

第十九条の表中「第十八条第二十四項第一号」を「第十八条第三十八項第一号」に改める。

附則第四項中「令和七年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第十七条の二第一項の改正規定、第十八条第一項の改正規定（第十八条第十六項）を「第十八条第二十項」に改める部分に限る。、同条第四項及び第五項の改正規定、第十八条の二第一項の改正規定（第十八条第十九項）を「第十八条第二十八項」に改める部分に限る。、第十八条の三の改正規定（二万八千円」との下に「三万六千円」とあるのは「三万五千円」とを加える部分を除く。、第十九条の表の改正規定並びに附則第四項の改正規定は、公布の日から施行する。